

令和元年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月14日(採決)

令和元年 第2回 定例会 会議録

日時 令和元年6月14日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	久芳良行
収納課長	松岡秀策	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、6月10日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。会議録作成にあたり、一部聞き取れない言葉などがあります。発言に際しては、常に録音されていることを認識し、最大限マイクに近づき、ゆっくりかつ明瞭に発言するよう再度お願いいたします。

なお、発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正と取り消しを行っております。

ご協力ありがとうございました。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第39号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」〔令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第39号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」

〔令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,099万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,024万9,000円とするものです。

予算の内容は、平成30年度国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、令和元年度の歳入を繰り上げて措置するためです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第40号「篠栗町手数料徴収条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第40号「篠栗町手数料徴収条例の制定について」

本議案は、町が特定の者のためにする事務について、適正かつ公平に手数料を徴収するため、篠栗町手数料徴収条例を全部改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、標準的な証明に関する発行手数料を「300円」とし、「200円」で規定されていた手数料を「300円」に増額改定し、職員が行う複写・出力を手数料として新規に規定するものです。

なお、この条例は令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第41号「篠栗町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第41号「篠栗町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、行政改革の推進に関する事項について、篠栗町行政改革推進委員会の委員数を増員し、より幅広い視点で審議を行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、委員の数を「12名以内」から「15人以内」に増員するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第42号「篠栗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第42号「篠栗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が制定されたことに伴い、被災者支援の充実を図るため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、償還方法の追加、保証人の要件緩和、貸付利率の見直しを行うものです。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第43号「篠栗町土木工事負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する総務建設常任委員長からの報告は、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査とする申出書が提出されております。お諮りします。

本案を委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第43号は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第6、議案第44号「篠栗町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第44号「篠栗町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町水道事業の事業認可変更に伴い、水道事業の経営の規模に関する各数値を変更するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、給水人口及び1日最大給水量を改正するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） もし、審議の途中で話が出てたのなら、規模縮小の理由を教

えていただけますか。

規模縮小の理由。

○議長（阿部 寛治） 栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） これは人口減少及び節水機器の発達によるものと報告がっております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

質疑はありませんか。

なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第45号「工事請負変更契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地造成工事〕を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第45号「工事請負変更契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地造成工事について、変更契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な変更内容は、伐根材のチップ化、残土搬入先を民間へ搬入する必要性が生じたこと、切土法面のすべり面が確認されたことによるアンカー工の設置、盛土の円弧すべり対策として地盤改良、補強土壁の土質改良に伴う変更であり、工事費4億5,268万3,620円を増額し、総額25億1,099万8,920円に変更契約を締結しようとするものであります。

なお、増額の内容が明らかな当初計画での調査不足であること、増額分が当初契約額から比較すると高すぎるなどの意見が出ております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、今長谷議員。

○議員（今長谷 武和） お聞きいたします。

この工事をですね、施工するにあたり、工事の延長というのは出てくるんでしょうか。それともう一つですね、今後、まだ追加予算っていうのは出てくるんでしょうか。

その2点についてお聞きいたします。

○議長（阿部 寛治） 委員会での質疑ですか。

議案に対する質疑ですか。

委員長報告に対しての質疑ですか。

○議員（今長谷 武和） 委員長報告に対しての質疑です。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） ただいまの今長谷議員の2問の質疑内容につきましては、委員会の中ではそういう質疑は出ておりません。

以上です。

○議長（阿部 寛治） ほかに質疑ありませんか。

なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論から、横山議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号2番、横山和輝でございます。

私は、本議案に次のような理由で反対いたします。

本案は、北地区産業団地造成工事の契約額を元契約額の22%にあたる4億5,200万円強増額し、変更契約を行うために提出された議案であります。

請負契約時の工事積算額は、当初概算工事費の約6割増しに膨れ上がっていたとのことでしたが、さらに今回2割強増額となれば、当初概算の約2倍近い工事積算

額になります。

また、変更内容の説明に必要な写真や資料が不足していたこと、納得するにはほど遠い説明であったため、本案に反対いたします。

ちなみに、今回提出された変更契約額を含めた収支の差は、金利を含めると11億円の赤字となります。これを執行部が試算された企業誘致後の固定資産税及び法人住民税の総額1億6,000万円の増収で補填すると仮定した場合、町税の増収の75%、こちらは地方交付税がカットされることや、長期借入金の金利を差し引くと年間に約3,500万円程度の補填となり、従って返済に30年以上かかることとなります。この開発が、町の将来に大きな禍根を残す恐れがあります。

このことを強く申し上げ、私の反対討論を終わります。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はありますか。

はい、松田議員。

○議員（松田 國守） 議席番号11番、松田でございます。

議案第45号「工事請負変更契約締結について」賛成の立場で討論いたします。

この工事変更契約は、平成30年2月6日に若築建設と締結した篠栗北地区産業団地造成工事の変更であり、開発事業の大部分を占めている根幹にかかわる工事があります。

主な変更点は、県土整備事務所との協議により、工期6月から9月の鳴瀬ダムへの搬入予定の残土を民間処分場へ搬入したことや、すべり法面が確認されたことにより、アンカー工の施行、地盤改良、土質改良等が必要となったもので、契約額4億5,000万円余りの増額となっておりますが、いたし方ない変更であると考えます。

当町において、篠栗北地区産業団地開発事業は、企業誘致を目的とする町政はじまって以来の大事業であります。そもそも、九大演習林跡地は山林であり、そのまま所得しておいても、固定資産税を得ることはできない土地であります。当該地は国道201号線並びに県道猪野篠栗線に面しており、交通の便利がよく立地条件が大変よいところから固定資産税の税収が期待できる土地であります。

今回の変更契約で事業費がかさみ、しばらくは財政負担も生じます。

しかし、将来の収入でカバーできる許容範囲と考え、賛成の意を表明いたします。

以上で終わります。

○議長（阿部 寛治） 次に、反対討論はありますか。

賛成討論はありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 賛成多数と認めます。

よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第46号「工事請負変更契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地1号調整池築造工事〕を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。古屋委員長。

○総務建設常任委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第46号「工事請負変更契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地1号調整池築造工事について、変更契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な変更内容は、施工箇所における地盤改良について固化材の添加量を変更したこと、既存の水路を撤去したこと、施行中の法面にすべりが発生したため土工を変更するものであり、工事費168万6,960円を減額し、総額1億6,787万3,040円で契約変更を締結しようとするものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第46号は、委員長報告とおりのり可決されました。

日程第9、議案第47号「工事請負変更契約の締結について」〔津波黒地区法面補強工事〕を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第47号「工事請負変更契約の締結について」

本議案は、津波黒地区法面補強工事について、変更契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な変更内容は、工期短縮を行うため、G工区の工法変更、アンカーを施工するにあたり、濁水処理設備を設置する必要があることによる変更であり、工事費1億7,069万2,920円を増額し、総額10億661万2,920円に変更契約を締結しようとするものであります。

なお、設計コンサルタントが当初設計したものから発生した変更事案については、当該コンサルタントが負担すべきなどの意見が出ております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

はい、反対討論ですね。

横山議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号2番、横山和輝でございます。

議案45号に引き続き、本案も反対の立場で意見を申し上げます。

本案は、津波黒地区法面補強工事の契約額8億3,500万円強を10億600万円強に増額変更するために提出された議案であります。

変更理由は、工期を短縮するためにアンカー工法で法面補強を行っていたものを、

途中から施工期間が短くて済む別のアンカー工法に切り替えるためとのことであり
ました。

しかし、工期の終了時期の令和元年6月28日に変更がないことから、説明を受
けた工期短縮は、単に請負業者が工期内に工事を終了できないことから、施工単価
がより高額な工法へ変更が行われた疑いが強く、そのため1億7,000万強の増
額変更契約を行うことなど、到底許されるものではないことを申し上げ、反対討論
を終わります。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございませんか。

はい、松田議員。

○議員（松田 國守） 議席番号11番、松田でございます。

議案第47号の工事請負変更契約の締結は、津波黒地区の安全・安心を確保する
ことは当然のことであり、新たに整備される篠栗北地区産業団地内を通る町道の保
全のためにも必要な事業であると認識いたします。想定が曖昧と言わざるを得ない
部分もありますが、何よりもまずは、町の防災力を高め、強靱化を図る必要がある
と思います。

こうした点を考慮すると、議案47号は重要な位置づけであり、事業も竣工に近
づいておることから、本案に賛成の意を表し討論といたします。

○議長（阿部 寛治） 反対討論はありませんか。

賛成討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第48号「令和年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）につい
て」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第48号「令和元年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」

元号を改める政令の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度篠栗町一般会計

予算」の名称を「令和元年度篠栗町一般会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とするものです。

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ8,401万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ102億3,924万とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第49号「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第49号「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ155万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,180万4,000円とするものです。

予算の内容は、全て人事異動に伴う人件費の補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第50号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第50号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ436万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,287万8,000円とするものです。

予算の内容は、全て人事異動に伴う人件費の補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第51号「令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第51号「令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、収益的支出29万9,000円を減額し、収益的支出の予定額を8億7,367万1,000円とし、収益的支出額に対し2,343万4,000円の黒字予算とするものであります。

予算の内容は、支出において人件費の減額補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第52号「令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第52号「令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和元年度篠栗町水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額から、収益的支出179万2,000円を減額し、収益的支出の予定額を5億2,308万5,000円とするものであります。

なお、収益的支出に対し222万6,000円の黒字予算とするものであります。

予算の内容は、支出において人件費の減額補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、発議第1号「篠栗町自然環境・新エネルギー対策特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方のご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま設置されました「篠栗町自然環境・新エネルギー対策特別委員会」の正副委員長については、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

委員長に、4番 古屋 宏治 議員。副委員長に、2番 横山 和輝 議員 を指名いたします。

日程第16、発議第2号「篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。

本案も議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第2号について、本案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま設置されました「篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会」の正副委員長については、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

委員長に、4番 古屋 宏治 議員。副委員長に、6番 栗須 信治 議員を指名いたします。

日程第17、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで、町長何か発言することがありましたら許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和元年第2回定例会の閉会にあたり、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

繰上充用に伴う「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算について」の専決処分の承認を求めることについて、「篠栗町手数料徴収条例の制定について」をはじめ条例案5件、工事請負変更契約の締結について3件、令和元年度補正予算5件の上程いたしました14議案のうち13議案について、可決いただきまして誠に感謝申し上げます。ありがとうございました。

議案第43号「篠栗町土木工事負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、総務建設委員会において、条例が制定された場合の公平な運用について様々なご意見を賜り、協議いたしました結果、条例内容をもう少し検討する必要が

あると判断し、継続審査をお願いいたしました。次回、議会定例会において再度ご説明をし、ご協議を賜りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

6月10日の一般質問、6月11日の総務建設常任委員会でのご意見、また、本日の採決の場における反対討論にもありましたが、篠栗北地区産業団地整備事業については、これまでに経験したことのない事業規模であること、当初想定以上に事業費がかさんでいること、また併せて行っております津波黒地区法面補強工事についても、当初計画から工事内容を大きく変更しておりますことについて、計画段階から無理があったのではないかと、心配のご意見を多くいただきました。そうした内容につきましては、これまで篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会を開催いただき、逐次ご説明をしているところでございます。現在、造成工事も50%程度終了し、今後は計画通りの完了を目指して工事を進めている状況でございます。

令和2年4月末には造成工事を完了し、所定の検査等を受けた後、8月ごろには購入企業に引き渡しできる段取りとなっております。その後は企業において工場建設が始まり、令和3年末には食品系工業団地完成の運びになる見込みでございます。

平成27年12月に取り組みを表明して以来、6年間の大事業でございますが、必ずや篠栗町の将来において町を牽引するシンボルとなる事業と考えております。事業の計画性・採算性をご心配されて反対してある議員の皆様におかれましても、必ずや杞憂に終わったと喜んでいただけますよう最大限の努力をしてみたいと考えております。

本日、新たに議員提案により設置となりました篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会において、事業の進捗等につきましては、遅滞なく詳細なご報告をしてみたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

国においては、働き方改革の中なかで元気な高齢者に対してどこまで雇用の機会を増やし、安心して老後の生活をできる環境を整備していくかということが真剣に議論されております。高齢者人口がピークとなる2040年までのまちづくりのあり方、それ以降の急激に訪れるとされる人口減少社会を見据えた長期的な視点についても、議会の皆様と議論しながら、篠栗町が将来においてもしっかりとその存在感を発揮できる町となるよう、それぞれの立場で努力していくことができれば幸いです。議会におかれましても、自治の両輪として引き続きご協力賜りますようお願い申し上げます。令和元第2回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本定例会の日程は、全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和元第2回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時53分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

品川 静

篠栗町議会議員

古屋 宏治
